

テレワークソリューション

自宅や外出先からのテレワーク業務のお困りごとをパナソニックのビデオ会議システム「HDコム」が解決します。
助成金制度、税制措置制度もご案内。



テレワークでお仕事をするにあたり、
オフィスや自宅、出張先とのコミュニケーションを取りたいが
何を導入すれば良いかわからない……
そんなお困り事はありませんか？

パナソニックはお客様の利用シーンに寄り添ったソリューションをご用意し、
皆様のテレワークでの業務にお役立ちいたします。

出張先や自宅からWeb会議で参加したい



HDコムとWeb会議サービスを連携させた会議を実現できます。「映像・音声」双方向の**Webハイブリッドモード拡張ゲートウェイボックス**で、参加者全員が同じ資料を見ながらコミュニケーションできます。

出張先や自宅からモバイル機器で参加したい



テレワークを自宅で行うときに困るのは、同じようにテレワーク中の仲間やオフィスに出勤している仲間とのコミュニケーション。パソコン・タブレット・スマートフォンなどのモバイル機器があれば、**HDコムモバイル**を入れるだけで全員とビデオ会議ができます。

さらに!

中小企業事業主の皆様へ

助成金制度や税制措置の活用を検討して、HDコムでテレワークを実現してみませんか？

- ・ **(助成金制度)** 「働き方改革推進支援助成金」(テレワークコース)
- ・ **(税制措置)** 中小企業等経営強化法に基づく支援措置(生産性向上設備)

ご注意 助成金交付及び税制措置の判断は、当社ではなく、管轄官庁です。

▶ **詳細は裏面をご覧ください**



ご紹介する制度は2つあります

■(助成金制度)「働き方改革推進支援助成金」(テレワークコース) 厚生労働省



『(助成金制度)「働き方改革推進支援助成金」(テレワークコース)』は厚生労働大臣が交付の決定を行う制度です。

※ 出典・お問い合わせ：ウェブサイト https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html

対象となる事業主	時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主
助成対象となる取組	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更 労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング ※シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は支給外
主な要件	1. 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる 2. 評価期間において、対象労働者が在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した回数の週間平均を、1回以上とする
評価期間	令和2年5月1日から令和3年2月15日まで1か月から6か月の間で設定 (評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定)
申請期限	令和2年12月1日(火)
支給額	目標達成状況に応じた支給 ・達成 補助率：3/4 1企業あたり上限300万円(1人あたり上限40万円) ・未達成 補助率：1/2 1企業あたり上限200万円(1人あたり上限20万円)

■(税制措置)中小企業等経営強化法に基づく支援措置(生産性向上設備) 中小企業庁



『(税制措置)中小企業等経営強化法に基づく支援措置(生産性向上設備)』は主務大臣が交付の決定を行う措置です。

※ 出典・お問い合わせ：ウェブサイト <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200413zeiseikinyu.pdf>

対象となる事業主	青色申告書を提出する中小企業者等。 ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ・協同組合等 ※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するもの限定。ただし、次の法人は、資本金が1億円以下でも本税制措置の対象外。 1. 同一の大規模法人 (資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は、大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ)及び中小企業投資育成株式会社を除く)から2分の1以上の出資を受ける法人 2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人 3. 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人
助成対象となる取組	指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して、指定事業の用に供すること
税制措置	法人税(個人事業主の場合には所得税)について、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用
指定期間	平成29年4月1日から令和3年3月31日

※ 申請には「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」が必要。証明書の申請は、ご発注いただいた後、当社にて対応いたします。生産性向上設備の対象機器：KX-VC2000J/KX-VC1600J/KX-VC1300J

■ ご提案するHDCOMの機能

Web会議サービスとの連携

ビデオ会議と他社のWeb会議の混在利用が可能に!

ビデオ会議HDCOMと他社のWeb会議の連携で、社内と社外を同時につなぐ会議が可能です。Web会議を使って自宅や出張先から社内のHDCOMの会議に参加できるため、社内外のコミュニケーションを活性化し、「働き方改革」の実現に貢献します。



双方向映像・音声通信は・・・

Webハイブリッドモード
拡張ゲートウェイボックス
(品番：KX-VCG100J)

双方向音声通信は・・・

Webハイブリッドモード
拡張キット
(品番：KX-VCZ502)

モバイル機器で会議に参加 (HDCOMモバイル)

外出先からビデオ会議に参加

HDCOM専用アプリケーション『HDCOMモバイル』を使い、出張先からタブレットやスマートフォン、パソコンによるビデオ会議に参加できます。



パナソニックグループは環境に配慮した製品づくりに取り組んでいます

詳しくはホームページで
panasonic.com/jp/sustainability



省エネ

省エネを徹底的に追求した製品をお客様にお届けし、商品使用時のCO₂排出量を削減を目指します。

省資源

新しい資源の使用量を減らし、使用済みの製品などから回収した再生資源を使用した商品を作り、資源循環を推進します。

化学物質

パナソニック製品は、特定の環境負荷物質[※]の使用を規制するEU RoHS指令の基準値にグローバルで準拠しています。[※]鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、特定臭素系難燃剤、特定フタル酸エステル

お問い合わせは

パナソニック
ビデオ会議システム ご相談センター

電話

0570-087-800

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

受付：9時～17時30分

(土・日・祝日・年末年始・弊社休業日は除く)

ホームページからのお問い合わせは

sol.panasonic.biz/visual/soudan



パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社 〒812-8531 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号

- 製品の色は印刷物ですので実際の色と若干異なる場合があります。●製品の定格およびデザインは予告なく変更する場合があります。
- 本カタログ掲載商品の価格には、配送・設置調整費、工事費、使用済み商品の引き取り費等は含まれておりません。
- 実際の製品には、ご使用上の注意を表示しているものがあります。

MG-HDCL080JP